平成２７年（フ）第１５号
北海道斜里郡斜里町文光町４番地14　コーポカトレア205号、旧住所北海道札幌市白石区平和通10丁目南５番10号　ポプリ10中野201号
債務者　後藤　智美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
青森県十和田市ひがしの１丁目12番３号
債務者　吉田　文子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６３号
青森県三沢市東岡三沢２丁目41番地295号、旧住所青森県上北郡おいらせ町上明堂72番地２　北コーポ１号室
債務者　小笠原義信
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第５５号
山形県飽海郡遊佐町杉沢字田中28番地
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３２１号
相模原市南区東林間６丁目24番７号　ＴＡＨＭ　ＨＯＵＳＥ202
債務者　深山和香子（旧姓川市・水野）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６９２号
大阪府柏原市旭ヶ丘３―14―25―410号、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町18番60―106号　阪南グリーンハイツ
債務者　髙橋　基泰
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９３号
大阪府柏原市旭ヶ丘３―14―25―410号、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町18番60―106号　阪南グリーンハイツ
債務者　髙橋　友美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７７号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―703号
債務者　東　美智子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３３３号
福岡市早良区飯倉２丁目11番６号
債務者　塚田　眞治
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２号
札幌市手稲区富丘１条４丁目11番25―202号、申立時の住所北海道室蘭市中島町１丁目29番１―303号
債務者　中林　篤志
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北２丁目３番地19相馬マンション６号室
債務者　遠藤　祐昭
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９８１号
愛知県瀬戸市北松山町１丁目５番地　北松山町（華菱）貸家１号室、住民票上の住所愛知県尾張旭市三郷町中井田139番地１　ソフィア三郷101号
債務者　上野　真理（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１２号
名古屋市中村区千成通４丁目21番地　高齢者共同住宅ビレッジ千成
債務者　西野　隆司
法定代理人成年後見人　林　　良周
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７２号
愛知県稲沢市下津丹下田町63番地　セゾンアウラ201
債務者　井浦由美こと　禹　　由美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６１号
兵庫県西脇市野村町1620番地　ハイツコリス107号、前住所兵庫県西脇市小坂町239番地の１　めぞん一刻203号
債務者　岩﨑千代子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県加東市上三草1136番地390
債務者　水口　良一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所社支部